

○印西市立図書館資料除籍要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する図書及び視聴覚資料等（以下「資料」という。）について除籍する場合の基準を定めるものである。

(基本方針)

第2条 図書館において、著しく利用頻度の落ちた資料や汚損・破損のひどい資料等を除籍することにより、利用価値の高い資料を多くの利用者に提供するとともに、魅力ある蔵書構成の実現に努めるものとする。

(除籍資料の範囲)

第3条 除籍の種類は次のとおりとする。

(1) 汚損資料

ア 汚損・破損がひどく、補修が不可能なもの

(2) 弁償資料

ア 災害、その他の事故によるもので弁償となったもの

イ 利用者が汚損、破損又は紛失したもので弁償となったもの

(3) 不用資料

ア 年数の経過により、数値・内容等、利用上からみて現実の利用に耐えられなくなったもの

イ 同一資料の重複本で、現在ほとんど利用されないもの

(4) 蔵書点検不明資料

ア 蔵書点検により3年間連続して所在不明なもの（紛失不明資料も含む）

(5) 回収不能資料

ア 貸出資料でありながら、督促等によっても3年以上回収不能なもの

2 次の資料は除籍の対象外とする。ただし、館長が認めたものは除く。

(1) 郷土資料

(2) 参考図書

(3) 全集、叢書類

(4) その他特に高価本、または資料的に価値があり保存を必要とするもの

(除籍の手続き)

第4条 前条の基準に基づき除籍しようとする資料が発生した場合は、別添「資料除籍伺」を作成し、館長の決裁を得なければならない。

2 前項により除籍が決定した資料については、速やかに電算データの除籍処理を行うものとする。

(廃棄の手続き)

第5条 前条により除籍の手続きが終了した資料については、印西市公有財産管理規則第46条の規定により廃棄するものとする。

2 前項の廃棄にあたっては、リサイクル等再利用の処置を講ずることを妨げない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、図書館の資料の除籍に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年2月1日から適用する。
- 2 印西市立図書館資料除籍要綱（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。